

# 令和3年2月泉南市農業委員会定例会

令和3年2月8日 午後1時30分  
市役所 2階 大会議室

・ 出席委員  
(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	宮下 明
森谷 豊	中野 吉次	上野 寛治
馬場 定夫	田中 一寿子	

・ 欠席委員  
(推進委員)

根岸 善洋	西浦 賢二	戎野 繁
山本 芳男	吉積 弘行	角辻 健二

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和3年2月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、全員出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については新型コロナウイルスの感染状況を踏まえまして全員に出席の辞退をお願いしておりますので、ご了承の程よろしく願いいたします。

それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく願いします。

会長 どうも皆様におかれましては緊急事態宣言の中、泉南市農業委員会2月定例会にご出席いただきましてありがとうございます。感染対策の為、密にならない様に推進委員には欠席いただいております。また、農業委員だけの定例会ですが、出来るだけ簡潔に説明をし、短時間で終了したいと思っておりますのでどうかよろしく願いいたします。

本日は議案3件、報告案件が3件でございます。最後まで慎重審議の程よろしく願いいたします。それではさっそくではございますが、議事に入りたいと思います。

会 長            それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長            ありがとうございます。それでは議事録署名人は、1番 山下委員、2番 田中秀和委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長            それでは、日程第2 令和3年議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局            令和3年議案第6号1件について朗読する。

議案第6号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしくをお願いします。

〇〇委員            2月1日に事務局の方と現地確認してまいりました。元々建物が建っていたのですが、綺麗に撤去されまして更地となっております。申請ではウメの木を植えるという事でございますが、今すぐにでも植えられる状態になっておりました。問題ないかと思えます。

事 務 局            ありがとうございます。〇〇委員よりすべて説明いただきましたので、事務局の方からは補足説明はございません。

会 長            ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長            それでは質疑がないようですので、議案第6号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長           それではお諮りいたします。議案第6号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長           ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり許可することといたします。

会 長           続きまして令和3年議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます

事 務 局       議案第7号を朗読する前に、議案第7号は泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により、〇〇委員には退席していただきます。

〇〇委員 退席

事 務 局       それでは、議案書を朗読させていただきます。令和3年議案第7号3件について朗読する。議案第7号につきましては、各地区の農業委員と現地確認を行っていますので報告していただきます。No. 1につきまして〇〇委員よろしく願いいたします。

〇〇委員       事務局の方と現地確認したところ、田んぼに太陽光発電設備を設置する段取りをしておりました。以上です。

事 務 局       ありがとうございます。No. 2、No. 3つきまして〇〇委員よろしく願いいたします。

〇〇委員       先日現地確認したところ、水田後でした。なんの問題もありません。

事 務 局       ありがとうございます。事務局の方から、議案第7号につきまして補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、土地の選定理由については、土地の形状、太陽光の障害の有無、周辺への影響がないかを勘案した上で、市街化農地、第3種農地を検討しましたが、太陽光発電事業に適している土地がなく最終的に当該地が適していると判断し、設定人との交渉により賃借権設定を行うものです。また、この農地におきましては、野菜、果樹を栽培

事務局 しておりますが、イノシシの被害が大きく営農意欲を無くしたため、農地転用に踏み切ったものです。

太陽光発電設備の詳細ですが、太陽光パネル240枚、容量は88kwです。費用につきましては、1,350万円です。すべて被設定人の自己資金で賄います。返済計画上では8年で終える計画となっています。

続きましてNo. 2、No. 3についてですが、譲受人は建設業を営む法人で、現在使用している駐車場及び資材置場が手狭となり、申請地を譲り受けて露天駐車場兼資材置場として整備するものです。

駐車スペースには建設用トラック3台と建設用重機3台、資材置場には足場材、型枠材及び重機のアタッチメント等を置く計画です。

地元水利組合からは協議済みで同意も頂いており、併せて大阪府建築指導室より開発行為に該当しない証明書の写しも提出されております。

農地状況につきましては、小作人により農地管理を行っておりましたが、小作権の合意解約と同時に転用の手続きが行われたものです。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 No. 2、No. 3についてですが、〇〇区、〇〇区の水利組合との話はついたのでですか。

事務局 はい。水費を払っているのは〇〇区水利組合ですので、〇〇区水利組合より同意書をいただきました。

会長 よろしいですか。他にご質問、ご意見ございますか。

それでは質疑がないようですので、議案第7号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第7号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長           ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおりする許可することといたします。

会 長           続きまして令和3年議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局       議案第8号を朗読する前に、議案第8号は泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により、〇〇委員には退席していただきます。

〇〇委員 退席

事 務 局       それでは、議案書を朗読させていただきます。令和3年議案第8号9件について朗読する。議案第8号につきまして、各地区農業委員と現地確認を行っておりますので、報告させていただきます。No. 1、No. 4、No. 5、No. 6については〇〇委員が退席しておりますので、後ほど事務局よりご報告させていただきます。

No. 2、No. 3、No. 8、No. 9につきまして〇〇委員よろしくをお願いします。

〇〇委員       過日、事務局の方と現地を確認した結果をご報告させていただきます。

No. 2、No. 3とNo. 8につきましては、借り手は親子になります。また、4件とも借り手はネギ農家で、作っている筆数にしてもたくさん作っておりますので、耕作に関してはなんら問題ございません。これまでこの4件の農地は草を刈っている程度の管理でした。今現在は畝をたてて、ネギを作付けできる状態になっておりますので、なんら問題ございません。

事 務 局       ありがとうございます。続きましてNo. 7につきまして〇〇委員よろしくをお願いします。

〇〇委員       1月29日に事務局の方と現地確認に行つてまいりました。3筆はマルチをひいて玉ねぎを植えています。残りの1筆はまだ何も植えていない状態です。別に問題はないと思います。

事務局

ありがとうございます。事務局の方から議案第8号につきまして補足説明させていただきます。

No. 1、No. 4、No. 5、No. 6については、〇〇委員と立会に行った際No. 5の①にはブロッコリーが、No. 6の①にはネギが定植されておりました。他の農地はすべて耕運されており、いつでも作付できる状態にされておりました。

No. 1につきましては、平成26年度より借り手により耕作されており、今回で2度目の再設定となります。借り手は、〇〇を中心に約3町の面積を経営しており、主な経営作目はネギです。

No. 2につきましては、貸し手は高齢であり、遊休化しつつあった為、今回借り手が耕作するものです。この農地を借りることにより、前回利用権の設定を行った隣接する農地へのアクセスもしやすくなります。

No. 3につきましても、遊休化しつつあった状態の農地を耕作することとなります。借り手の経営作目は青ネギで、経営面積は約1町です。

No. 4、No. 5、No. 6につきましては、1名の貸し手が〇〇地区の3農家にそれぞれ貸付けを行うものです。

No. 4の借り手は約6町3反の面積で青ネギを経営、No. 5の借り手は元農業委員で約7反7畝の面積でキャベツ、ブロッコリー等を経営しており、No. 6については約8反6畝の面積で青ネギを経営しております。

No. 7につきましては、平成29年に設定を行ったものの再設定です。借り手の主な経営作目は玉ねぎで、経営面積は約8反6畝です。

No. 9につきましては、これまで他の借り手が耕作しておりましたが、再設定に至らなかったため、今回の借り手が耕作するものです。借り手は約1町5反を経営しており、経営作目は青ネギです。

また、No. 8については、貸付希望が出ていたため、利用権の設定を行うものです。借り手の経営面積は約2反4畝で経営作目は青ネギです。以上です。

会長

ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員

No. 8、No. 9の貸し手ですが、No. 8の③番の隣もこの方の所有農地ではないですか？そこを鋤きに行くには①、④、②番を通らないと入っていきません。そこも一緒に借りてもらわないと、ここにネギを植えてしまったら入っていけなくなりますので。

事務局 農家台帳上では所有農地は6枚で、これで全部です。所有者を調べてみます。

〇〇委員 お願いします。借りてもらえるのなら今のうちの方が良いと思います。

〇〇委員 すみません。勘違いでした。ただ、③番だけ畝たてをしていないようなので、そこだけ耕作しないという事はないでしょうが、借り手に確認してみてください。

会長 No. 8、No. 9ですが、無償で水費負担となっています。ちなみに参考までに、私の所の男里では水費は反あたり¥2,500です。各地区によって異なりますが。

会長 よろしいですか。他にご質問、ご意見ございますか。  
それでは質疑がないようですので、議案第8号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第8号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおりする決定することといたします。

会長 次に、報告事項に入ります。令和3年報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和3年報告第1号件について朗読する。報告第1号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。  
この農地は、令和2年7月6日付生産緑地取得のための斡旋依頼があったものです。木造2階建て10戸の賃貸長屋と露天駐車場と駐輪場に転用されます。開発事前協議書の写しを添付されております。汚水排水について

事務局 　　では、合併浄化槽にて処理し、新たにヒューム管250mmの管渠を市道〇〇線の対側にある水路まで布設し放流します。市広域まちづくり課の方で水利の同意を確認していると聞いております。

会　　長 　　ありがとうございます。  
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会　　長 　　よろいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終了します。

会　　長 　　続きまして、令和3年報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 　　令和3年報告第2号3件について朗読する。報告第2号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

　　No. 1、No. 2につきましては、譲受人は不動産業を営む法人であり、現在使用している資材置場が手狭となっており、申請地を譲り受けて露天資材置場として整備するものです。

　　No. 3につきましては、譲受人は不動産業を営む法人であり、現在使用している資材置場が手狭となっており、申請地を譲り受けて、露天資材置場として整備するものです。また、譲渡人は〇〇市に住居を構えているので、農地の管理が出来ないため売却するものです。以上です。

会　　長 　　ありがとうございます。  
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会　　長 　　よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終了します。

会　　長 　　続きまして、令和3年報告第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和3年報告第3号5件について朗読する。報告第3号につきまして事務局より補足説明させていただきます。

№. 1につきましては、1月5日に〇〇委員と現地確認しております。全て除草剤散布による維持管理を行っている農地でした。

№. 2につきましては、1月7日に〇〇委員と現地確認しております。①番の農地以外は畝たて完了し、植付けの準備を行っていましたが、①番の農地は搬路がなく休耕地でありました。

№. 3につきましては、1月13日に〇〇委員と現地確認しております。全て、ハウス設備が施されており、耕し作付け準備を行ってありました。③番の農地においては、一部季節野菜の栽培を行ってありました。

№. 4につきましては、1月13日に〇〇推進委員と現地確認しております。⑥番、⑦番の農地以外は全て耕し、作付け準備を行ってありました。⑥番、⑦番の農地は、季節野菜と果樹の栽培を行ってありました。

№. 5につきましては、1月20日に〇〇委員と現地確認しております。①番の農地においては、季節野菜の栽培を行ってありました。②番の農地は、玉ねぎの栽培を行ってありました。③番、④番の農地は、水稻跡でした。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 №. 1についてはお二人とも高齢ですが、どうですか？現在は何も作っていないようですが。

〇〇委員 現在は息子さんが耕作されています。父親が病気をされていて、母親は介護をしているので、50代の息子さんが主に耕作をしています。水稻だけをしていますので、今は何も耕作していません。

会長 そうですか、わかりました。

よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終了します。

会長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

副 会 長

どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして2月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、3月9日（火）場所は、水道庁舎 3階 会議室です。どうも長時間ありがとうございました。

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和3年2月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_